

21—05 P U D T

出願番号又は登録番号の表示に誤りがある場合の取扱い

出願番号又は登録番号（特許番号等）の表示に誤りがあるときについては、審判長は、原則として、審尋等により請求人などの意思を確認し、以下のいずれかの方法をとる。

また、書類全体を総合的に判断し、誤記が推認されるときは補正命令（特 § 133①、特 § 120 の 8①、実 § 41、意 § 52、商 § 43 の 15①、§ 56①、§ 68④）をする。

1. 補正書の提出があった場合

(1) 補正が認められないとき

審判請求書・特許（商標登録）異議申立書に表示された出願番号又は登録番号の誤りを補正することが請求書・特許（商標登録）異議申立書の要旨を変更する（→ 30—01）こととなるときは審決・決定をもってその請求・申立てを却下する（特 § 135、特 § 120 の 8①、実 § 41、意 § 52、商 § 43 の 15①、§ 56①、§ 68④）。

(2) 補正が認められるとき

審判請求書・特許（商標登録）異議申立書に表示された出願番号又は登録番号の誤りが単なる誤記であるときのように、その誤りを補正することが、請求書・特許（商標登録）異議申立書の要旨を変更するものでないとき、その補正を認める。

2. 回答がない場合

審尋等に対し、請求人などから、何ら回答がないとき、又は、補正書の提出がないときは、その請求・申立ては審決・決定をもって却下する（特 § 135、特 § 120 の 8①、実 § 41、意 § 52、商 § 43 の 15①、§ 56①、§ 68④）。

(改訂 H27. 2)